

広報

令和2年7月号 ちようせい

No. 501



【主な内容】

各学校の感染症対策	…	2P
ラジコンヘリによる農薬散布	…	4P
健康だいいち	…	10P
図書室だより	…	12P

今年も変わらず元気です！

南部アイガモ農法研究会の田んぼでは、今年も元気にアイガモたちが働いています。

運動を兼ねて可愛いアイガモに会いに来ませんか。

人口	14,056人(- 4)	転入	31人
男	6,998人(+ 4)	転出	25人
女	7,058人(- 8)	出生	4人
世帯数	6,061世帯(+ 2)	死亡	14人
6月1日現在 () 内は前月比			

コロナなんかに負けるか！ 村内各学校の取り組み

緊急事態宣言の解除にともない、6月1日から村内の各学校が再開しました。

解除されたとはいえ、感染症対策に努めていかななくてはなりません。そこで、各学校が取り組んでいる感染症対策をいくつか紹介します。

八積小学校では、6年生が密集しないよう交代で手作りマスクを作製しました。作製したマスクは、自分で使う者もいれば、誰かにプレゼントしたりと思いに使用されました。



【先生に教わりながらマスクを縫います（八積小）】



【完成したマスクに笑顔（八積小）】

また、人数の多いクラスでは、教室を広い特別教室などに変え、人との間隔を確保しています。

中でも高根小学校の5年生は、体育館で授業を行っており、黒板の代わりにプロジェクトアークを使い、先生は飛沫防止のため、ピンマイクを使って授業を行っています。他にも各学校では、多目的ルームやパソコン室など、あらゆる教室を活用して「3密」回避に取り組んでいます。

また、「3密」回避以外にも日々の健康観察やフェイスシールドの活用、手洗いの徹

底、児童・生徒の下校後に職員によって拭き取りによる消毒が行われています。

一松小学校では、登校時に昇降口前にて児童一人ひとりの健康観察を行っています。

職員は、ランドセルのかぶせ裏に挟んである健康観察カードを確認し、手指消毒を行っ



【ピンマイクを付けた先生（高根小）】



【体育館で授業を受ける5年生（高根小）】



【フェイスシールドと手袋を付けての配膳（一松小）】



【毎朝の健康観察（一松小）】



【みんな同じ向きで給食を食べる1年生（高根小）】



【美味しい給食に思わず笑顔（高根小）】

ています。

○初めての学校給食

6月8日から、各学校で給食が再開されました。小学1年生は、初めての学校給食でした。

高根小学校では、ランチルームに1年生が集まり、向かい合えないよう同じ向きで座りました。児童たちは、緊張しながら「おいしい」と笑顔で食べていました。

家庭や学校での感染症対策により、多少の制限はありますが児童・生徒たちは、安全に友達と一緒に学び、遊び、そして食べるという学校生活を送ることができ、とても楽しんでいました。

待ちに待った 小学校の入学式！

6月2日、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた、3小学校の入学式が行われました。

式では、出席者全員がマスクを着用し、在校生は出席せず、来賓もごくわずかな人数で行われました。新生児たちは、少し緊張しながらも希望に満ちた表情でした。

今年の新生児は、八積小学校が29人、高根小学校が38人、一松小学校が20人でした。

翌日からは、大きなランド



【元気に新生児入場（一松小）】



【胸を張って新生児退場（八積小）】



【真剣にお話を聞いていました（高根小）】

セルを背負って元気に登校していました。

5月11日、危険性が高い業務に尽力した警察官や自衛官などを対象とする「危険業務従事者叙勲」の警察功労者として、石井正裕さん（南部）と益田賢次郎さん（大坪西部）が瑞宝単光章を受章されました。

警察功労者として 瑞宝単光章を受章



【石井正裕さん】



【益田賢次郎さん】

今年も元気に アイガモたちが大活躍



【雑草を食べるアイガモたち】



【可愛いアイガモに夢中】



【餌に群がるアイガモたち】

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により放鳥式が行われませんでした。アイガモたちは元気に泳いでいます。

アイガモたちは、田んぼの雑草を食べたり、糞は肥料になったりと大活躍です。ただ雑草だけでは、お腹が空いてしまうので、朝と夕方に南部アイガモ農法研究会の人が餌をあげています。また、近所の子どもたちやベビーカーで散歩中の親子などのアイドルにもなっています。

ラジコンヘリによる 農薬散布を実施します

稲作の経営安定を図るには、病害虫の発生を予防することが不可欠です。

このため村では、水稲防除事業（ラジコンヘリコプターによる農薬散布）を実施します。

皆さんのご理解とご協力を願います。

実施区域と日程

折り込みの実施区域図で

- ・ 緑 色 7月11日（土）
- ・ 黄 色 7月12日（日）
- ・ 予備日 7月13日（月）

天候などにより順延する場合がありますので、防災行政無線の放送に注意してください。

散布時間

午前4時～11時頃

実施時の注意点

- ・ 当日は水田の周辺に近づかないでください。
- ・ 水田近くに自動車を駐車しないでください。
- ・ 万が一薬剤が自動車等にかかった場合、塗装にしみができる恐れがありますので、

速やかに水洗いしてください。

- ・ ご希望の人は事前に産業課にて無償でカバーを配布いたしますので、ご利用ください。

- ・ 当日、水田近く（散布作業に支障をきたす場合）に自動車が増えるときは、作業員がカバーをかける場合がありますのでご了承ください。

身体に薬剤がかかった場合

薬剤が身体にかかった場合は、すぐに石けんでよく洗ってください。目に入った場合は、すぐに水道水などで十分洗眼し、医師の治療を受けてください。

また気分が悪くなった場合は、次の病院で治療を受けてください。

11日（診療時間のみ対応可）

- ・ 長生診療所
- ☎（32） 3 3 0 3
- ・ 長生八積医院
- ☎（32） 3 2 8 2
- ・ 津谷クリニック
- ☎（32） 5 6 4 5

12日（午前9時～午後5時）

- ・ 君塚病院（茂原市）
- ☎（25） 1 8 1 1

13日（診療時間のみ対応可）

- ・ 長生診療所
- ☎（32） 3 3 0 3
- ・ 長生八積医院
- ☎（32） 3 2 8 2
- ・ 津谷クリニック
- ☎（32） 5 6 4 5

監視誘導員の指示に従ってください

散布中は、交通量の多い道路に監視誘導員を配置しますので指示に従って通行してください。

農家のみなさんへ

散布後5日間は、水田の水の排水やかけ流しをしないでください。また、散布直後の水田内では、農作業を行わないでください。

使用薬剤

ビームエイトスタークルゾル
対象病害虫…いもち病・ウンカ・ヨコバイ類・カメムシ類
問い合わせ
産業課 ☎（32） 2 1 1 4

子育て世帯応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、子育て世帯への追加支援策として、村独自の「子育て世帯応援給付金」を支給いたします。

支給対象者

- ① 「子育て世帯への臨時特別給付金」を村から受給した人
- ② 令和2年4、5月に転入、子どもの出生等により新たに児童手当（本則給付）を受給される人
- ※いづれも5月末日時点で村に住所を有する人に限る
- ③ 村に子どもの住所を有し、単身赴任等により「子育て世帯への臨時特別給付金」を他自治体から受給した人

対象児童

平成16年4月2日から令和2年5月31日までに生まれた子（0歳から高校1年生まで）

申請について

上記支給対象者のうち①②は、原則申請は不要です。

③の場合は、申請が必要になりますので、子ども教育課までご連絡ください。

支給額

対象児童一人につき2万円

問い合わせ

子ども教育課 子育て支援係
☎（32） 2 1 1 7

観光協会からの お知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一松海水浴場の開設やイベントを中止させていただきます。

楽しみにされていたみなさんには大変申し訳ございませんが、何卒ご理解ご協力お願い申し上げます。

【中止になるもの】

- ・ 一松海水浴場の開設

※海水浴場の開設中止に伴い、遊泳等に対する十分な安全対策ができない状況ですので、遊泳は行わないでください。

- ・ 無料観光地曳網
- ・ ちょうせい盆踊り大会

お知らせ

国民健康保険税の納税通知書・決定通知書を送付します

問い合わせ 税務課 ☎ (32) 2113

国民健康保険は、加入者のみなさんが、保険税を負担しあうことにより万が一、病気やけがをした時に、医療費の一部を支払うことで、安心して必要な治療を受けることができる相互扶助を目的とした制度です。

国民健康保険税は加入している人がいる世帯の世帯主に課税されます。納付方法は普通徴収と、公的年金からの天引きによる特別徴収があります。

普通徴収の世帯の場合

7月13日(月)に納税通知書を送付します。

特別徴収のみの世帯の場合

7月28日(火)に決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

※次の条件を満たす人は原則として特別徴収になります

・世帯主(納税義務者)が国

民健康保険の加入者で、世帯内の加入者全員が65歳から74歳までであること。
・特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上あること。
・介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金額の2分の1を超えないこと。

税率等

今年度、国の社会保障制度改革により課税限度額の引き上げと軽減措置の拡大を行いました。(表1及び表2参照)

国民健康保険税の減免について

次の理由により保険税の支払いが困難となった世帯については、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。減免を受けようとするときは、納期限の7日前までに減免申請書を村長に提出する必要があります。詳しい条件や手続きについては、税務課までお

問い合わせください。
・災害等により資産に重大な損害を受けた場合。
・死亡または重度の疾病等、その他特別な事情により収入が著しく減少した場合。
・少年院、刑務所その他これに準ずる施設に収容または拘禁されている場合。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

次の理由の場合、申請により減免を受けられる場合があります。
・世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。
・世帯の主たる生計維持者の収入(給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入)が前年より10分の3以上減少する見込みの場合。
詳しい条件や手続きについては、税務課までお問い合わせください。

表1 税率・限度額

		税率	均等割額	平等割額	限度額
医療保険(基礎)分	改正前	7.45%	18,000円	20,000円	610,000円
	改正後				630,000円
後期高齢者支援金分	変更なし	2.6%	10,600円	0円	190,000円
介護保険分	改正前	2.0%	12,000円	0円	160,000円
	改正後				170,000円

※後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度を支えるために納めるものです。

※介護保険分は、40歳から64歳までの加入者が納めるものです。

表2 所得に応じた軽減(該当する世帯は均等割及び平等割の額が軽減されます。)

軽減割合			所得金額の区分
世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計金額	7割軽減(変更なし)		総所得金額が33万円以下の世帯
	5割軽減	改正前	総所得金額が33万円+(28万円×被保険者数)以下の世帯
		改正後	総所得金額が33万円+(28万5千円×被保険者数)以下の世帯
	2割軽減	改正前	総所得金額が33万円+(51万円×被保険者数)以下の世帯
		改正後	総所得金額が33万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯

※擬制世帯主(世帯主本人は国保に加入していないが、世帯内に加入者がいる世帯の世帯主)を含み、被保険者に未申告者がいると軽減を受けることができません。

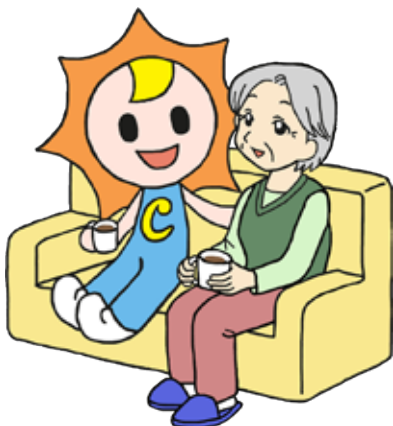
なお、擬制世帯主の所得は、この軽減の判定には含まれますが、税額を算定する際には含まれません。

低所得者保険料軽減における介護保険料の変更について

福祉課 ☎ (32) 6809

昨年10月の消費税率の引き上げに伴い、令和元年度より所得段階第1段階から第3段階の人の保険料について、軽減を行っています。令和2年度は、表のとおり更なる軽減を行います。

また、介護保険料の納付方法が普通徴収（納付書・口座振替）の人は、7月10日（金）に「介護保険料納入通知書兼領収書」を発送します。特別徴収（年金天引き）の人は、7月22日（水）に「介護保険料額決定通知書特別徴収開始通知書」を送付いたしますので、ご自身の保険料額等をご確認ください。



所得段階	対象となる人		保険料 (年額)
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	【生活保護受給者・老齢福祉年金受給者】 課税年金収入額とその他の合計所得が80万円以下	令和元年度 20,700円 令和2年度 16,600円
第2段階		課税年金収入額とその他の合計金額が80万円超120万円以下	令和元年度 34,500円 令和2年度 27,600円
第3段階		課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円超	令和元年度 40,100円 令和2年度 38,700円

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者を対象に保険料の減免を行います。

対象者

- 次のいずれかに該当する人。
- ① 世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人。
 - ② 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
- ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下

対象保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
※詳しくは、村ホームページをご確認いただくか、福祉課介護保険係までお問い合わせください。

令和2年度全国安全週間

令和2年度の全国安全週間が7月1日（水）～7日（火）まで実施されます。

全国安全週間は、職場における安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的としています。

事業者のみなさんは、安全で快適な職場づくりを進めていただきますようお願いいたします。

詳細は、厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10181.html) をご覧ください。

スローガン

エイジフレンドリー職場へ！
みんなで改善 リスクの低減

農地の貸付希望者を募集中

農家に貸していただける農地を探しています。新たな農地の貸借制度により、(公社)千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。貸し付けを希望する人は、お問い合わせください。

問い合わせ

長生村農業委員会 ☎ (32) 4742

(公社)千葉県園芸協会農地部 ☎ 043 (223) 3011

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

お知らせ

国民年金保険料免除制度について

住民課 ☎ (32) 2115

2年1ヵ月前までの期間について
さかのぼって免除（猶予）の申請が
できます。

年金は未納があると、老齢基礎年
金や、いざというときの障害基礎年
金等が受け取れない場合があります
ので、納付が困難な場合は早めに申
請をしましょう。

なお、この制度は申請の種類によ
って、本人や配偶者、世帯主の前年
所得（申請時期によっては前々年所
得）による審査があります。

【免除の種類】

- ①全額免除・一部納付申請（本人・
配偶者・世帯主の所得で審査）
- ②納付猶予申請（本人が20歳以上50
歳未満で、本人・配偶者の所得で

審査

- ③学生納付特例申請（本人が学生で、
本人所得で審査）

「令和2年度分」について

現在、受付を行っております。

※離職者、震災・風水害等の被災者
の人は、所得に関係なく特例を使っ
て申請していただく事ができます。

また、将来受け取る老齢基礎年金
を増額するために、免除期間でも10
年以内は、保険料を納付する事がで
きる「追納」制度がご利用いただけ
ます。ただし、納付時期によっては
加算金がつきますので、早めの納付
をおすすめします。

夏の交通安全運動

スローガン
～交差点

命のきけんが
かくれんぼ～

一人ひとりが交通ルールของ
遵守と正しい交通マナーの実
践を習慣づけましょう。

運動期間

7月10日（金）～19日（日）

運動の重点・目標

- ①子どもと高齢者の交通事故
防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルト
とチャイルドシートの正し
い着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

問い合わせ

総務課 ☎ (32) 2111

令和3年度採用

役場職員（保健師）を募集します

村では、令和3年4月1日採用
の職員を募集します。

採用職種・予定人員

保健師 若干名

受験資格

- ・昭和60年4月2日以降に生まれ
た人で、保健師の資格を有する
人、又は令和3年3月末までに
資格取得見込の人
- ・日本国籍を有する人
- ・活字印字文による出題に対応で
きる人

申込書配付開始日 7月13日（月）

配付場所 総務課

※郵送で申込書を請求する場合は、
封筒の表に「受験申込書請求」と
朱書きし、請求者の宛先を記入し
た返信用封筒（角2・A4用紙が
折らずに入るもの）に切手120
円分を貼り、同封してください。

申込書受付期間

7月27日（月）～8月11日（火）
午前8時30分～午後5時、土日祝は除
く。

受付場所 総務課

※郵送提出の場合は、封筒の表に
「受験申込書在中」と朱書きし、

8月11日（火）（当日消印有効）ま
でに総務課に郵送してください。

また、受験票を返送しますので、
申込者の宛先を記入した返信用封筒
（長3）に切手392円分を貼り同
封してください。

第1次試験（筆記）

9月20日（日） 役場3階会議室

第2次試験（面接）

10月下旬予定

郵送・問い合わせ

〒299-4394
長生郡長生村本郷1番地77
総務課 ☎ (32) 2111

